



県章

# 山形県公報

平成29年11月21日（火）  
第2896号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…1145
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1146
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1147
- 事業の認定……………（同）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…1149

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………1150

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 火光利用による一本釣漁業の制限……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・県産品振興課）…1151

## 告 示

### 山形県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	武 田 清 一 郎	山形市大字谷柏1410番地10
同	荒 木 利 孝	同 内表88番地
同	小 林 幸 一 郎	同 上反田42番地
同	吉 田 晃	東村山郡山辺町大字要害621番地1

同	東海林貞悦	山形市大字渋江248番地
同	松田良吉	同 中野282番地
同	安達藤治	同 吉野宿582番地
同	石澤慎一	同 下樫沢989番地 8
同	広谷五郎左エ門	同 村木沢523番地
同	海和盛行	同 漆山2505番地
同	遠藤勇	同 中野25番地
同	門間重助	同 柏倉709番地の 1
同	吉田嘉弘	同 村木沢298番地
同	栗野省三	同 長谷堂98番地
同	大築義雅	同 下条町一丁目 4 番59号
監事	斎藤嘉雄	同 陣場一丁目 3 番34号
同	江口順市	東村山郡山辺町大字山辺856番地
同	設楽静雄	山形市長町二丁目 8 番19号

## 山形県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年11月21日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	武田清一郎	山形市大字谷柏1410番地10
同	東海林貞悦	同 渋江248番地
同	広谷五郎左エ門	同 村木沢523番地
同	吉田晃	東村山郡山辺町大字要害621番地 1
同	海和盛行	山形市大字漆山2505番地
同	遠藤勇	同 中野25番地

同	栗野省三	同	長谷堂98番地
同	大築義雅	同	下条町一丁目4番59号
同	斎藤嘉雄	同	陣場一丁目3番34号
同	丹野才兵衛	同	大字今塚1番地
同	西村博幸	同	柏倉835番地
同	開沼勇一	同	村木沢7438番地
同	朝倉了	同	富の中三丁目9番2号
同	前田信雄	同	大字内表94番地
同	新関徳次郎	同	古館31番地
同	長岡幸一	同	内表53番地
監事	江口順市	東村山郡山辺町大字山辺	856番地
同	渡邊欣一	山形市長町二丁目6番7号	
同	五十嵐昇	同	下条町三丁目1番36号

**山形県告示第789号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月21日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字足水中里（小川沢地区）及び同郡同町大字小玉川（岩魚沢地区）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年10月7日から平成30年2月16日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）2点（足水中里）及び公共測量（GNSS水準測量）1点（小玉川）

**山形県告示第790号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年11月21日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 起業者の名称  
三川町
- 2 事業の種類  
三川町地域交流・子育て支援施設整備事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 東田川郡三川町大字押切新田字桜木地内

(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

三川町地域交流・子育て支援施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業及び土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である三川町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

###### イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の子育て支援施設は、専用スペースが1室のみであり、転入者が増え利用者が増加している状況の中、今後手狭になることが想定され、また、町民からの子育てに関する施設充実の要望が多くなっており、季節や天候に関係なく子どもを安心して遊ばせることができ、かつ育児についての相談や助言、一時的な保育が困難となった場合の一時預りができるといった、子育てに関する様々な機能を持ち合わせた施設の整備が急務となっている。

学童保育所については、建設後40年が経過していることから、施設の老朽化が著しいことに加えて利用者の増加に伴い手狭となっており、多目的施設については、現在、公民館に併設され講演会や会議等の文化活動の場として利用されているが、建設から30年以上経過しているため老朽化が著しい上にステージ等の設備が手狭となっているほか、災害時の避難場所としての耐震性の低さが問題となっている。

本件事業は、これらの問題に対応するために、地域における子育て支援及び学童保育を行う機能のほか、芸術活動の場としての多目的・異年代が利用可能な地域交流機能を兼ね備えた地域交流・子育て支援施設の整備を行うものである。本件事業の施行により、子育て支援や生涯学習などを通じた子どもから高齢者まで世代を超えた住民の交流が可能となり、三川町における地域活動の充実を図るほか、自然災害時等における地域住民等の安全確保をも図ることができる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

###### ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

###### ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は整形な土地であり十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件もなく、また、幹線道路に接しており安全性や利便性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現在の子育て支援施設は、専用スペースが1室のみであり、転入者が増え利用者が増加している状況の中、今後手狭になることが想定され、また、町民からの要望もあり、子育てに関する様々な機能を持ち合わせた施設の整備が急務となっている。

学童保育所については、建設後40年が経過していることから、施設の老朽化が著しいことに加えて利用者の増加に伴い手狭となっており、多目的施設については、建設から30年以上経過しており、老朽化が著しい

上に手狭となっているほか、災害時の避難場所としての耐震性の低さも問題となっている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

三川町健康福祉課

山形県告示第791号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	〃 鶴岡西支店	〃 みどり町18番60号	〃 〃	を
	〃 三瀬支店	〃 三瀬戊378番地	〃 〃	

〃 鶴岡西支店	〃 みどり町18番60号	〃 〃	に、
---------	--------------	-----	----

〃 宝田支店	〃 本町一丁目9番7号	〃 〃	を
--------	-------------	-----	---

〃 三瀬支店	〃 本町一丁目9番7号	〃 〃	に改める。
〃 宝田支店	〃	〃 〃	

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年11月21日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第15条中「第20条の2第2項」を「第20条の3第2項」に改める。

附則第6項中「、新事務棟及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設（人事委員会が定めるものを除く。）」に改める。

附則第7項中「（条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第13項において読み替えて準用する場合を含む。）」及び「又は条例附則第11項」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

平成29年11月21日

山形海区漁業調整委員会  
会長 加藤 栄

#### 1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点
		ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点
		ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点
		ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、へ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点
		へ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点
		ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点
		チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

## 2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

## 3 有効期間

この指示の有効期間は、平成30年1月1日から同年12月31日までとする。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において平成30年3月21日まで縦覧に供する。

平成29年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル米沢春日店  
米沢市春日五丁目586番地3外

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 真船 幸夫

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年7月7日

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,178平方メートル

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 145台
- (2) 駐輪場の収容台数 91台
- (3) 荷さばき施設の面積 180平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 株式会社ヨークベニマル 午前9時から午後11時まで  
ロ 未定 午前7時から午後11時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 7 届出年月日

平成29年11月6日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年3月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成29年11月21日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年11月21日発行 発行人 山 形 県